

第1部 計画策定の背景

1. 地域福祉計画の定義

地域福祉計画とは、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域住民や関係機関、行政が一体となって、地域の実情に応じた福祉のまちづくりを進めるための総合的な計画です。

地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

2. 地域福祉計画策定の背景

南砺市は、美しい自然に囲まれ、豊かな歴史と文化が息づく地域として発展を遂げてまいりました。しかしながら、昨今、人口減少、少子高齢化はこれまで以上に加速し、地域社会の構造に大きな変化をもたらしています。特に、若年層の流出や高齢化の進行は、地域を支える担い手不足を深刻化させ、これまで培ってきた地域コミュニティの機能維持を困難にしつつあります。

こうした中で、地域福祉を取り巻く環境も大きく変容しています。ボランティア活動の担い手不足や活動者の高齢化は一層進み、これまで当たり前のように存在した地域の支え合い機能は、いまや大きな転換期を迎えています。

また、個人の価値観や生活様式の多様化に伴い、既存の福祉制度だけでは対応しきれない複雑・複合的な生活課題が顕在化しています。例えば、ひきこもりや社会的孤立、生活困窮やヤングケアラー、介護と子育てを同時に担う「ダブルケア」、さらには「8050問題」など、複数の困難を抱えるケースが増加しています。これらの課題は、特定の制度の対象とはなりにくく、発見そのものが難しいという特性も持ち合わせています。

このような状況を受け、国は、高齢者、障がいのある方、子どもなど、特定の対象者への対策に応じた福祉制度を整備し、支援を求める個人への取り組みを進めるだけでなく、地域全体で住民の多様なニーズに応え、課題を抱える人々を包み支える「地域共生社会」の実現を強く推進しています。これは、制度の枠組みに捉われることなく、誰もが地域の一員として尊重され、自分らしく暮らし続けられる社会を目指すものです。

本市においても、これらの変化と課題を深く認識し、地域全体で「健やかにやすらぎ」、住民同士が「支えあい」、「安全で快適に暮らす」ことができる南砺市を未来へと引き継いでいくため、本計画を策定いたします。

1 部 計画策定の背景

3. 地域福祉とは

「地域福祉」とは、こどもから大人まで地域に住む誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、社会福祉の関係者などが相互に協力し、地域における生活課題の解決に取り組む考え方です。

地域福祉の推進に当たっては、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の役割分担と相互の連携によって取り組むことが基本となります。

南砺市では、平成 31 年 4 月より小規模多機能自治の手法による住民自治の再構築をはかり持続可能な地域づくりを進めることとし、第 3 期地域福祉計画より互助と共助の区分けをやめ、地域の中で助け合うことを「互助・共助」としています。

「自助」… 個人や家族による自助努力

日常生活のなかの様々な課題に対して、個人の意志と行動や家族の支えあいによって主体的に解決を図ることを「自助」といいますが、すべての生活課題を自力で解決しなければならないということではありません。自分の努力で解決できない課題については、隣近所や友人への相談や、行政や専門機関に支援を求めることも「自助」の範囲であり、極めて重要です。また、自分の身の回りのことで問題が生じないように、普段から対策を考え準備しておくことも大切です。

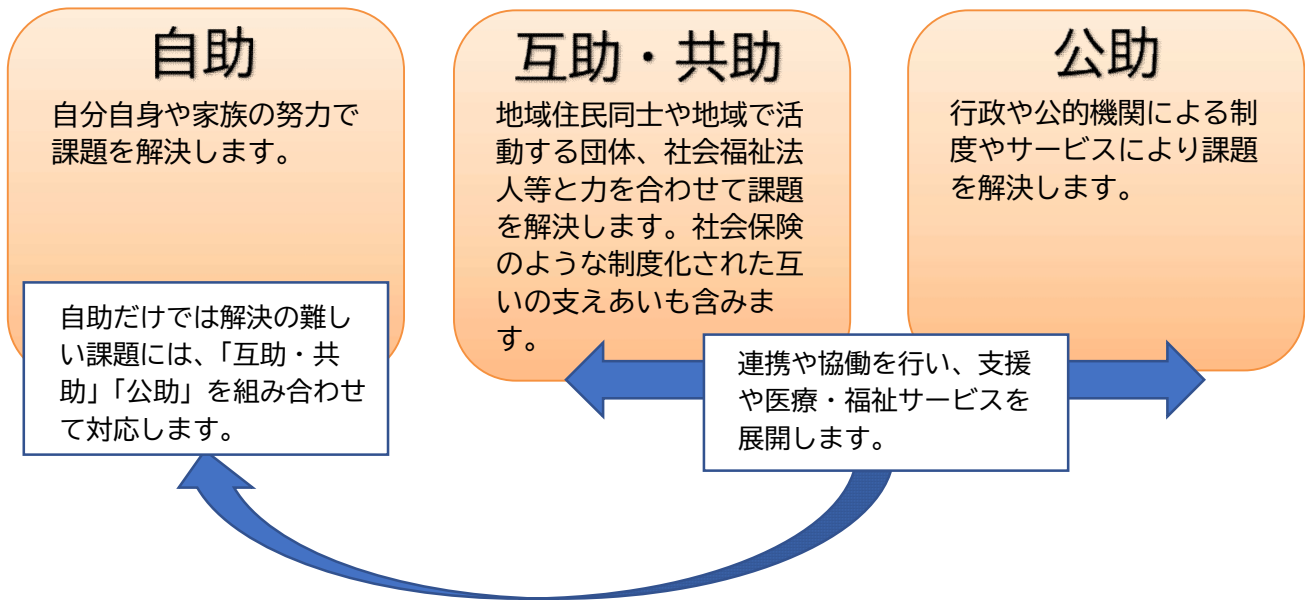
「互助・共助」… 地域住民同士、活動する団体、自治会活動や社会保険のような制度化された互いの支えあい

近隣の住民同士や地域で活動する団体同士、友達などの助けあい・支えあいで地域の課題の解決を図ることや自治会活動、介護保険や医療保険等に代表される社会保険制度及びサービスのことを「互助・共助」といい、地域福祉において中心的な取り組みです。「互助・共助」を進めていくためには、地域で暮らす誰もが、福祉の受け手であると同時に担い手でもあることを自覚し、地域のなかでそれぞれが役割を担っていくことが大切です。

「公助」… 行政が行うサービスや支援

行政が提供するサービスや、行政がなすべき支援を「公助」といいます。「自助」や「互助・共助」だけでは解決できない生活課題に対応し、地域福祉推進の基盤づくりを行うことも「公助」となります。「公助」としてなすべきことは行政が責任を持って対応しなければなりませんが、「自助」や「互助・共助」で解決できることは、できる限り地域で解決するという意識を持つことが大切です。

【地域包括ケアシステムを支える「自助」「互助・共助」「公助」】



4. 地域共生社会とは

近年の地域福祉では「地域共生社会」の考え方が重要となっています。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

(平成 29 年 2 月 7 日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部)



1 部 計画策定の背景

■地域共生社会の実現に向けた国の動向

地域共生社会推進検討会の設置（令和元年 5 月）
地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ（令和元年 12 月）

市町村における包括的な支援体制の整備のあり方や、今後強化すべき社会保障・生活支援の機能について検討し、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業の創設等について提示。

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和 2 年 6 月成立、公布、一部を除き令和 3 年 4 月施行）

地域共生社会の実現を図るため、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援できるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等について規定。

「孤独・孤立対策推進法」（令和 5 年 5 月成立、令和 5 年 6 月交付、令和 6 年 4 月施行）

社会環境の変化により、職場内・家庭内・地域内における関わりが希薄化する中、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指すための、国・地方自治体の責務等について規定。

「認知症施策推進基本計画」（令和 6 年 12 月閣議決定）

共生社会の実現を推進するための「認知症基本法」に基づき、「新しい認知症観」の普及や認知症当事者の声を踏まえた各種施策の推進、市町村認知症施策推進計画の策定（努力義務）等について提示。

5. 地域包括ケアシステムとの関係

地域包括ケアシステムは、主に高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体提供する実践的な体制です。地域福祉計画が定める「住民同士の支え合いの理念」を、地域包括ケアシステムが具体的なサービスやネットワークとして具現化していきます。

近年の福祉政策では、分野を超えて支え合う「地域共生社会」の実現が求められています。制度の縦割りを排した「地域包括ケアシステム」のノウハウを、地域福祉計画を通じ

て障害福祉や子ども家庭支援など、高齢者以外の分野へも横展開（普遍化）していく関係にあります。



出典：「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

1部 計画策定の背景

6. 社会福祉法の規定

この計画は、社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」にあたる計画です。社会福祉法の策定方針によると、地域福祉計画には次の5つの事項を盛り込むこととされています。

社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 略



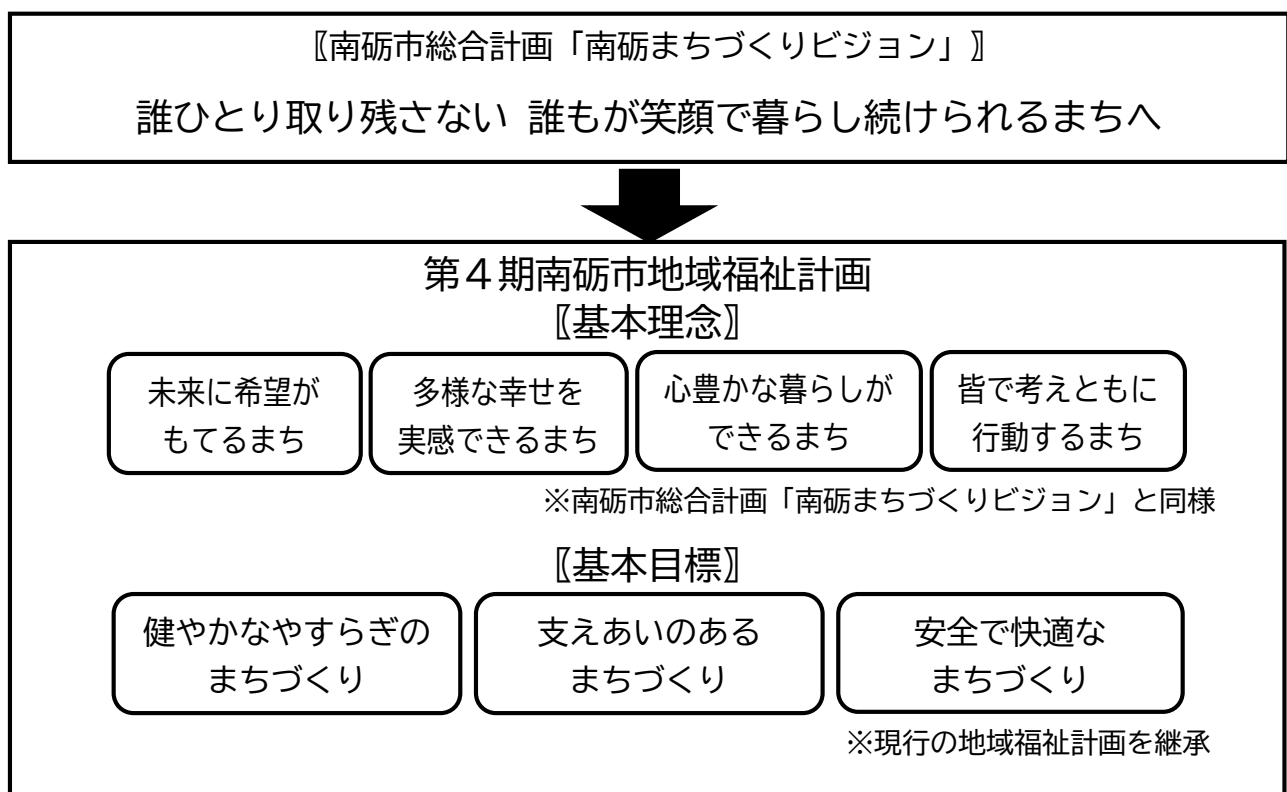
第2部 計画の基本目標

1. 計画の基本的な考え方

本計画は、「第2次南砺市総合計画（令和2年度～令和11年度）」の将来都市像に掲げている“誰ひとり取り残さない 誰もが笑顔で暮らし続けられるまちへ”、目指すべきまちの姿としては、“未来に希望がもてるまち”、“多様な幸せを実感できるまち”、“心豊かな暮らしができるまち” 及び “皆で考えともに行動するまち” を福祉分野において具体的に推進するため策定したものです。

具体的には、「南砺まちづくりプラン（令和7年度～令和11年度）」の目標に沿って、施策等を進めていく方向とします。

本計画の基本理念の実現に向けた基本目標については、第3期南砺市地域福祉計画を継承し、「健やかなやすらぎのまちづくり」、「支えあいのあるまちづくり」及び「安全で快適なまちづくり」とします。



第2部 計画の基本目標

2. 計画の位置付け及び計画期間

南砺市地域福祉計画は「南砺市総合計画」を上位計画とし、福祉分野の「上位計画」であることから、個別計画である「南砺市高齢者保健福祉計画（いきいきほっとプラン）」、「南砺市障がい者計画」、「南砺市障がい福祉計画」、児童育成としての「南砺市こども計画」及び健康増進を目指す「南砺市民健康プラン」、その他の関連する計画との整合性を図りながら、地域における福祉を総合的に推進するための計画です。その他、成年後見制度の利用促進に関する法律に基づく「南砺市成年後見制度利用促進基本計画」、再犯防止等の推進に関する法律に基づく「南砺市再犯防止推進計画」及び「南砺市重層的支援体制整備事業実施計画」を包含しています。

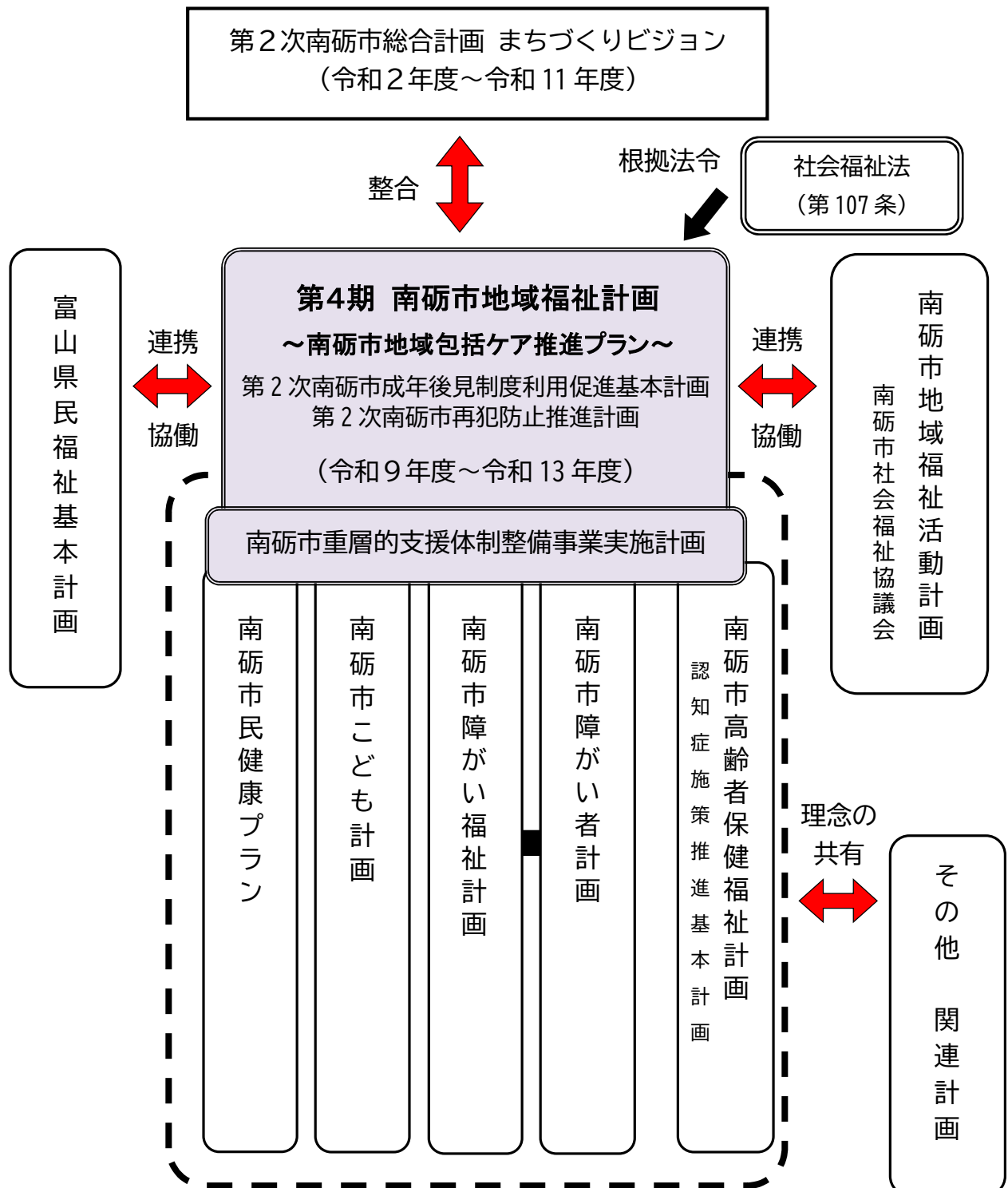
また、社会福祉協議会* が策定する「地域福祉活動計画」は、ともに地域福祉の推進を目指すものであることから、南砺市地域福祉計画は、社会福祉協議会と連携して策定しました。

「第4期南砺市地域福祉計画」の期間は、令和9年度を初年度とし、令和13年度までの5年間とします。ただし、大幅な見直しが必要になった場合には、この期間にかかわらず見直すものとします。

年度	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13
第2次南砺市総合計画 まちづくりビジョン	(R2～) 第2次								第3次	
南砺市地域福祉計画	(R4～) 第3期					第4期 (～R13)				
南砺市高齢者保健福祉計画	第8期	第9期 (～R8)			第10期 (～R11)			第11期		
南砺市障がい者計画	(R4～) 第3期					第4期 (～R14)				
南砺市障がい福祉計画	第6期	第7期 (～R8)			第8期 (～R11)			第9期		
南砺市こども計画	(R2～) 第2期			第3期 (～R11)					第4期	
南砺市民健康プラン	第2次	第3次 (～R17)								

* 社会福祉協議会：社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。

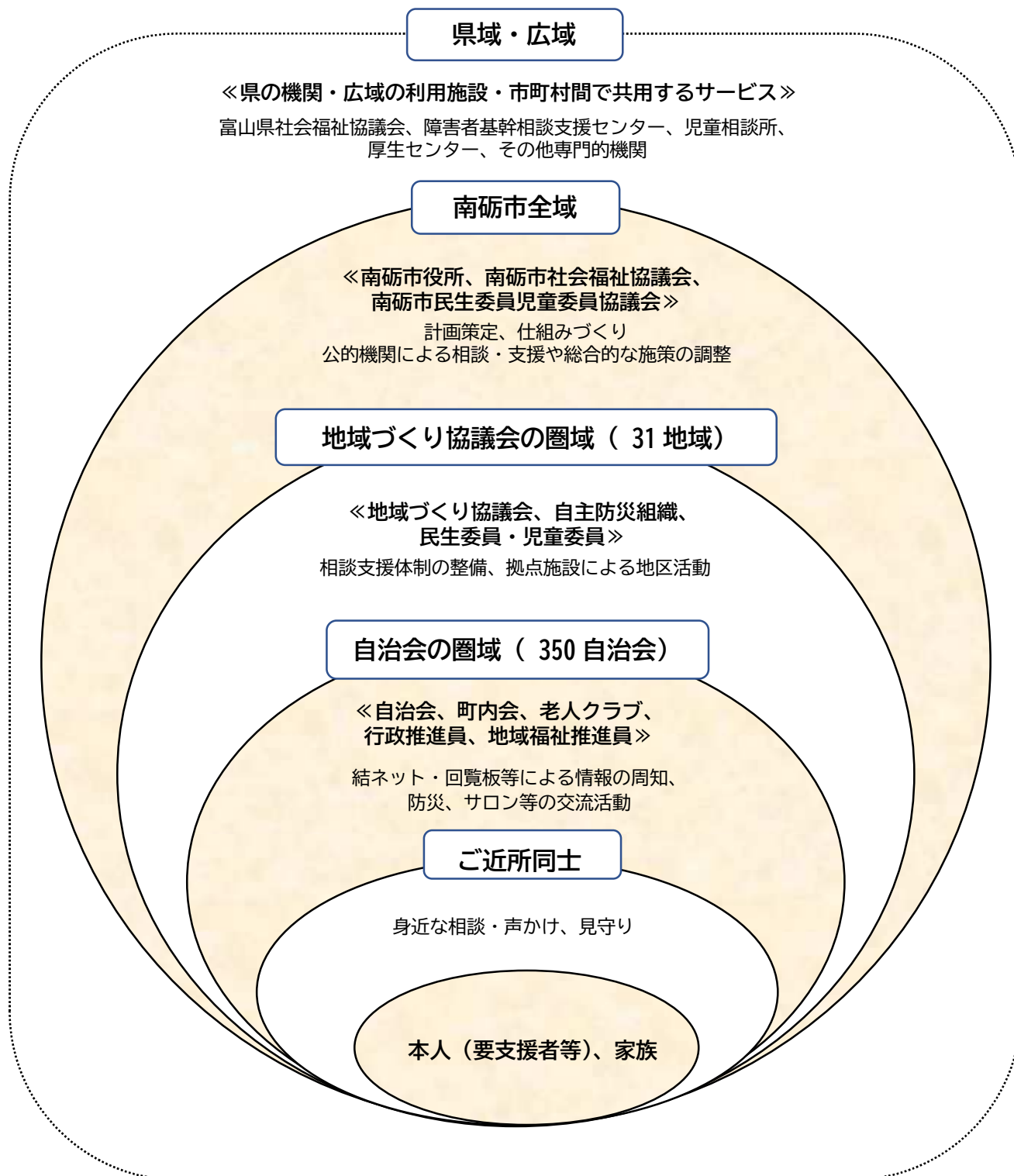
【他計画との関連図】



3. 地域福祉を進めるうえでの「圏域」の捉え方

地域福祉を進めるうえでの「圏域」の概念図

【重層的な圏域イメージ】



4. SDGsへの取り組み

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された令和12（2030）年を年限とする国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰ひとりとして取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

南砺市は、令和元年7月1日に内閣府からSDGs達成に向けた取り組みを先進的に進めていく自治体「SDGs未来都市」に選定されており、これまでの取り組みを通じて、その先進性を発揮してきました。本計画においても、SDGsの目標達成への貢献を意識し、地域福祉に関する課題解決を図るとともに、持続可能な地域社会の実現を目指します。

■ SDGs 17の国際目標

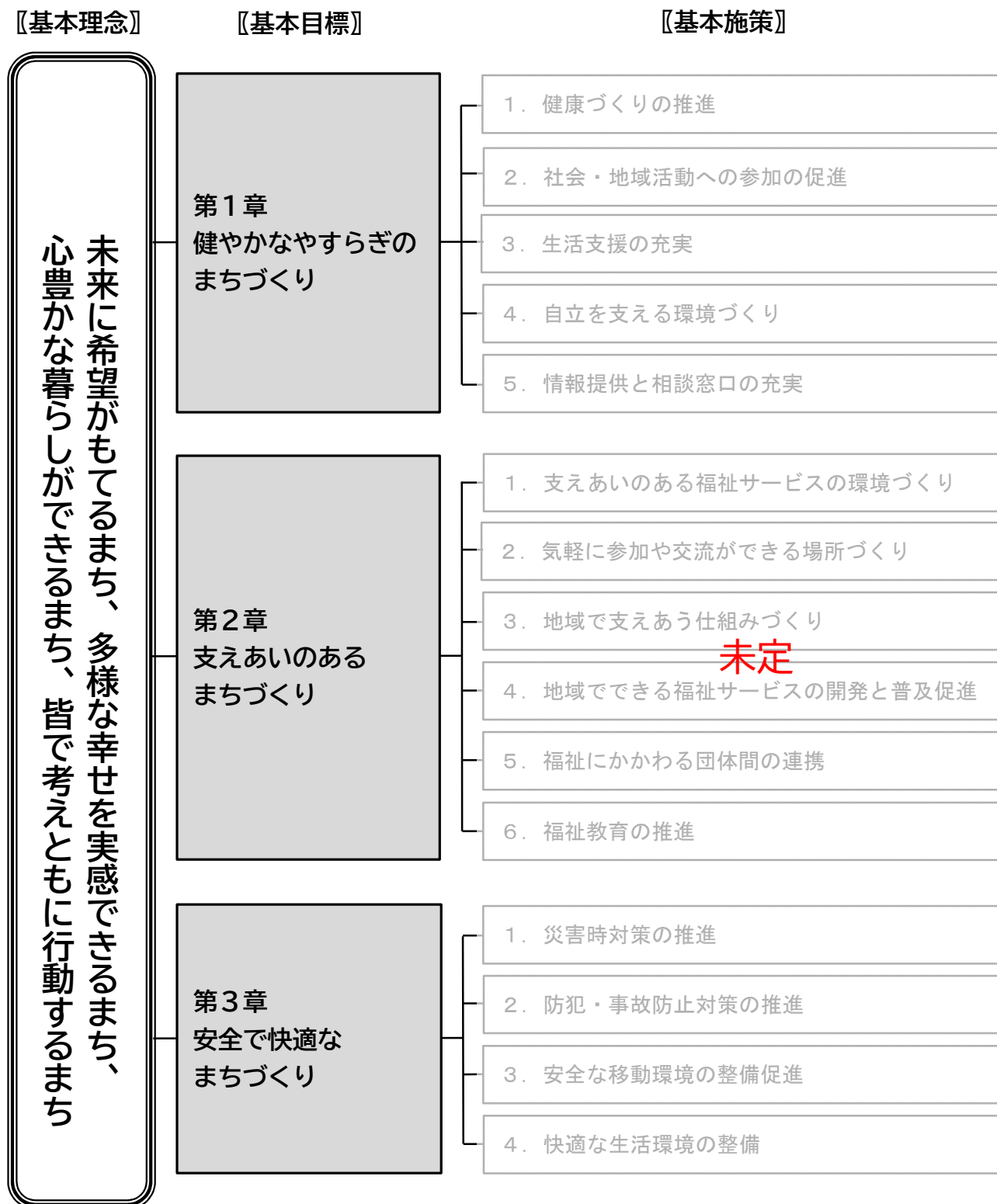


■ 本計画と関連する達成目標



5. 計画の体系

第4期南砺市地域福祉計画の基本理念を実現するために、それを展開した3つの基本目標及び○(未定)の基本施策を定めています。具体的な施策は、第4部の基本計画で示します。



第3部 南砺市の現状

1. 総人口の状況

(1) 南砺市の人口推移

住民基本台帳によれば、市の総人口は令和4年では48,312人でしたが、令和8年には44,865人と7.1%減少しています。人口を年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3区分でみると、すべての区分で減少しており、特に生産年齢人口（8.6%減少）と年少人口（15.4%減少）で際立っています。

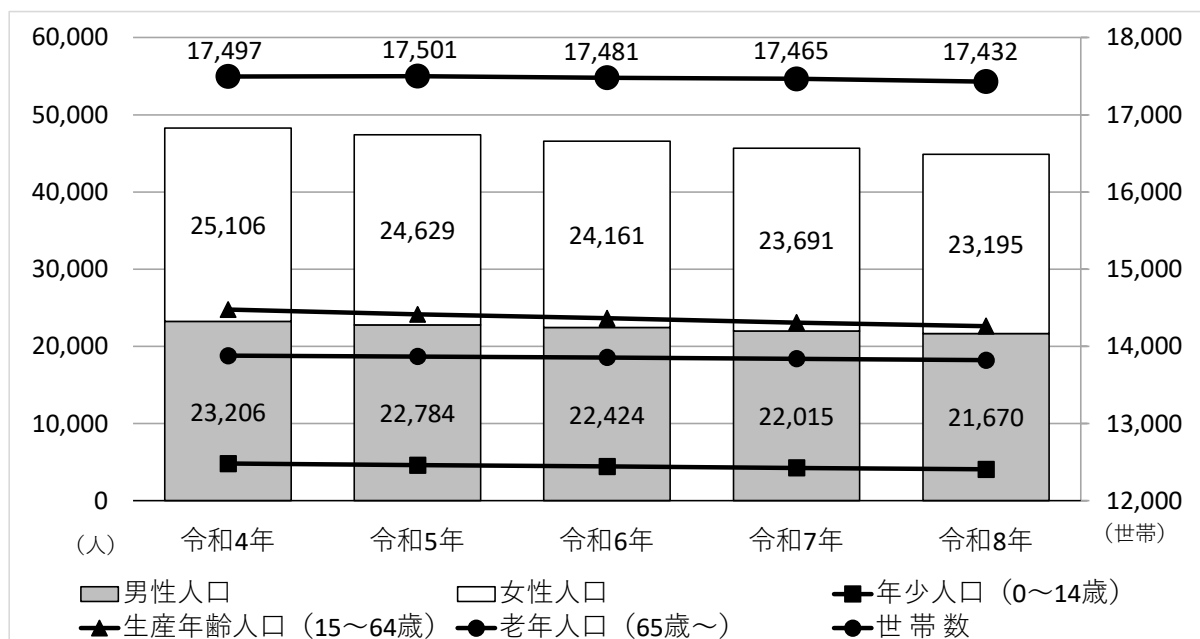
世帯数においても、令和4年の17,497世帯から令和8年には17,432世帯と65世帯（0.4%）減少していますが、総人口に比べると緩やかな減少となっています。

■南砺市の人口推移

単位：人・世帯

	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	5年間の増減
男性人口	23,206	22,784	22,424	22,015	21,670	△ 1,536
女性人口	25,106	24,629	24,161	23,691	23,195	△ 1,911
総人口	48,312	47,413	46,585	45,706	44,865	△ 3,447
年少人口	4,791	4,609	4,418	4,253	4,054	△ 737
生産年齢人口	24,737	24,135	23,624	23,056	22,613	△ 2,124
老年人口	18,784	18,669	18,543	18,397	18,198	△ 586
世帯数	17,497	17,501	17,481	17,465	17,432	△ 65

資料：住民基本台帳 3月31日現在



第3部 南砺市の現状

(2) 南砺市の人口推計

市の総人口は、2050（令和 32）年には 28,032 人と推計され、2026（令和 8）年の 44,865 人から 16,833 人（37.5%）に減少すると予測されています。推計人口を3区分でみると、すべての区分で減少しており、特に生産年齢人口が 9,123 人（40.3%）と減少幅の予想が大きくなっています。

※推計は、現状のまま推移した場合の推計の値であり、今後の施策の展開によって変わり得るものです。

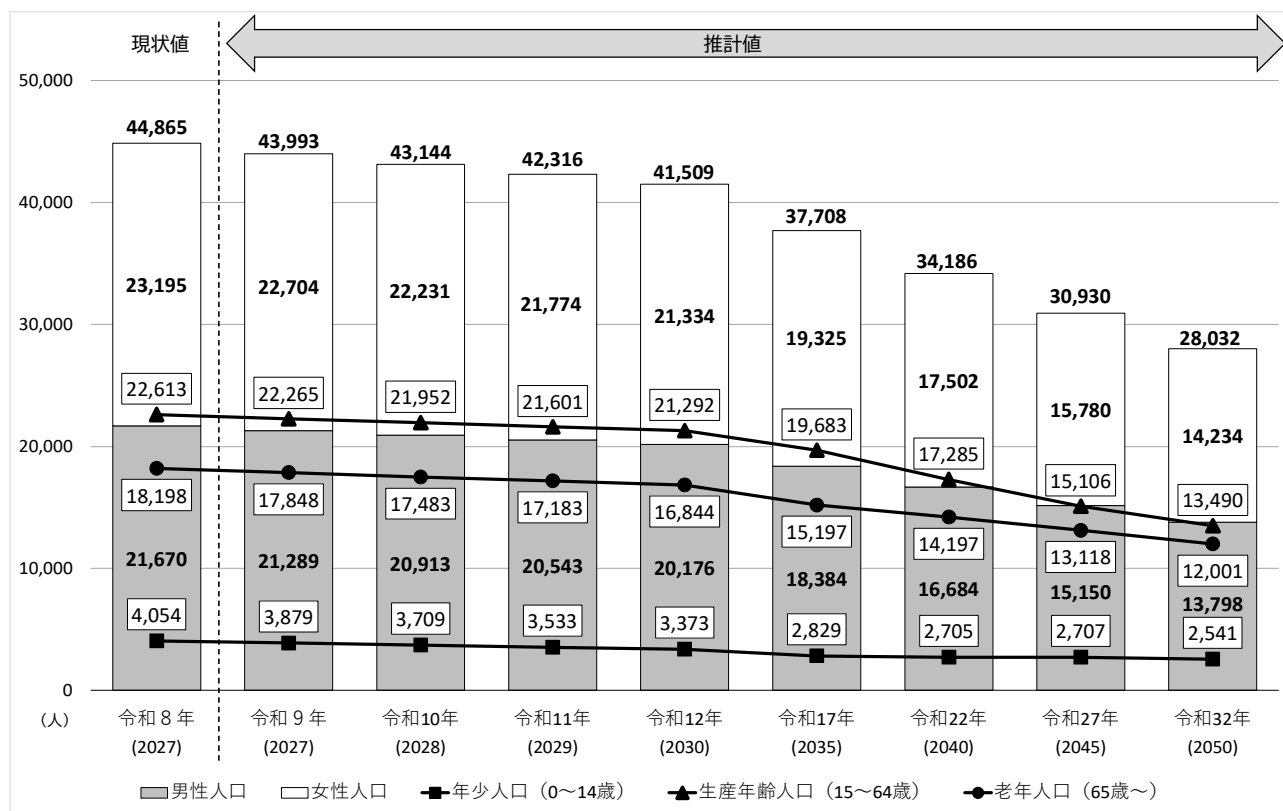
■南砺市の人口推計

単位：人

	2026 年 (R 8)	2027 年 (R 9)	2028 年 (R 10)	2029 年 (R 11)	2030 年 (R 12)	2035 年 (R 17)	2040 年 (R 22)	2045 年 (R 27)	2050 年 (R 32)
男性人口	21,670	21,289	20,913	20,543	20,176	18,384	16,684	15,150	13,798
女性人口	23,195	22,704	22,231	21,774	21,334	19,325	17,502	15,780	14,234
総人口	44,865	43,993	43,144	42,316	41,509	37,708	34,186	30,930	28,032
年少人口	4,054	3,879	3,709	3,533	3,373	2,829	2,705	2,707	2,541
生産年齢人口	22,613	22,265	21,952	21,601	21,292	19,683	17,285	15,106	13,490
老年人口	18,198	17,848	17,483	17,183	16,844	15,197	14,197	13,118	12,001

住民基本台帳（3月31日現在）を基に簡易コーホート法に基づき算出

※推計値のため小数点以下の処理により、性別及び年齢3区分それぞれの和と総人口が合致しない場合があります。



2. 高齢者の状況

(1) 65歳以上の高齢者数の推移

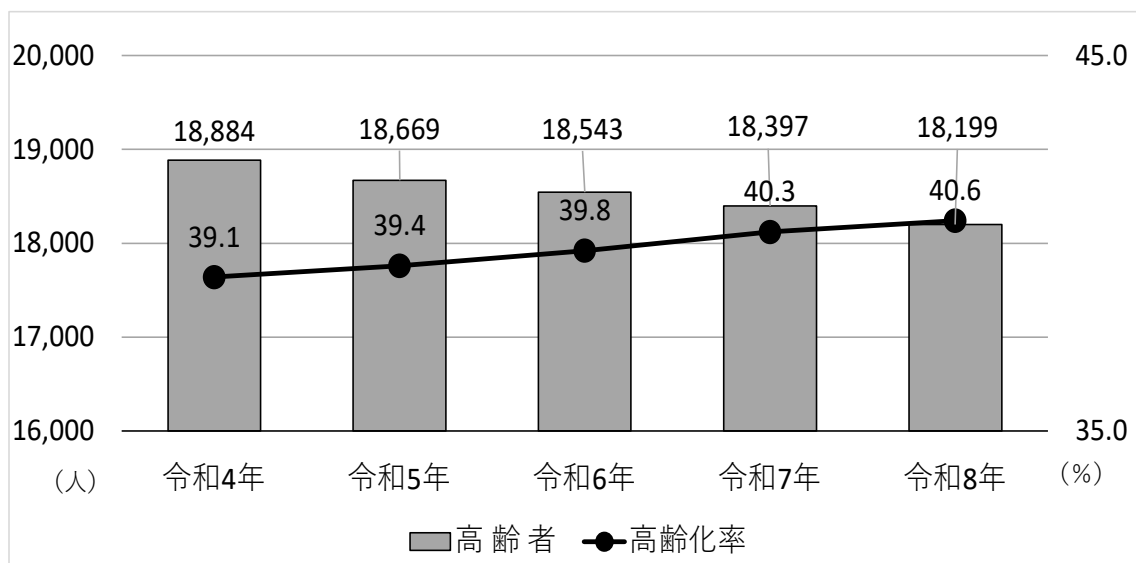
市の65歳以上の高齢者人口は、令和4年には18,884人で、令和8年は18,199人であり、685人の減少となっています。高齢化率は、令和4年には39.1%で、令和8年には40.6%となり1.5ポイント増加しています。

■65歳以上の高齢者数の推移

単位：人・%

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	5年間の増減
高 齢 者	18,884	18,669	18,543	18,397	18,199	△ 685
高齢化率	39.1	39.4	39.8	40.3	40.6	1.5

資料：住民基本台帳 3月31日現在



第3部 南砺市の現状

(2) 65歳以上のひとり暮らし高齢者数の推移

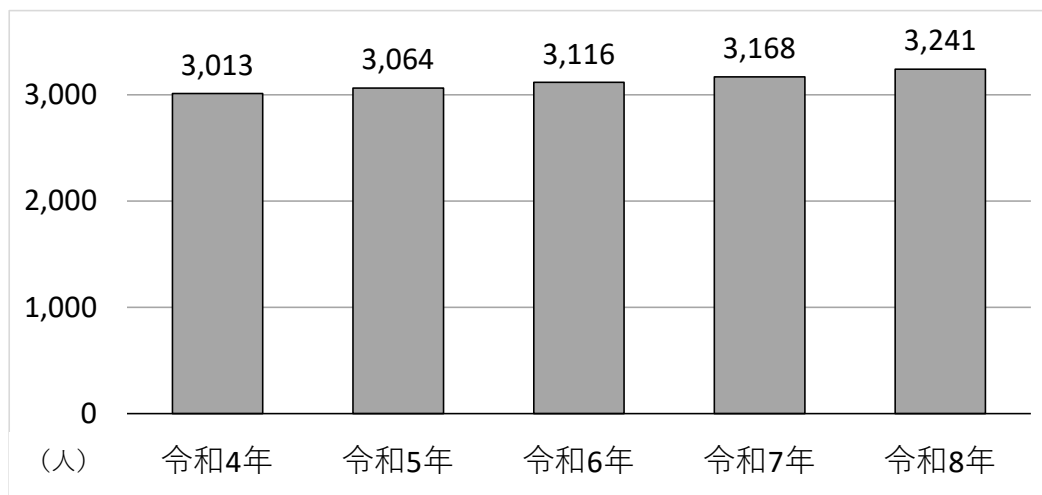
65歳以上のひとり暮らし高齢者数が増加傾向にあります。

■65歳以上のひとり暮らし高齢者数の推移（特養含む）

単位：人

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	5年間の増減
高齢者	3,013	3,064	3,116	3,168	3,241	228

資料：地域包括ケア課 3月31日現在



(3) 地域別 65 歳以上の高齢者数の推移

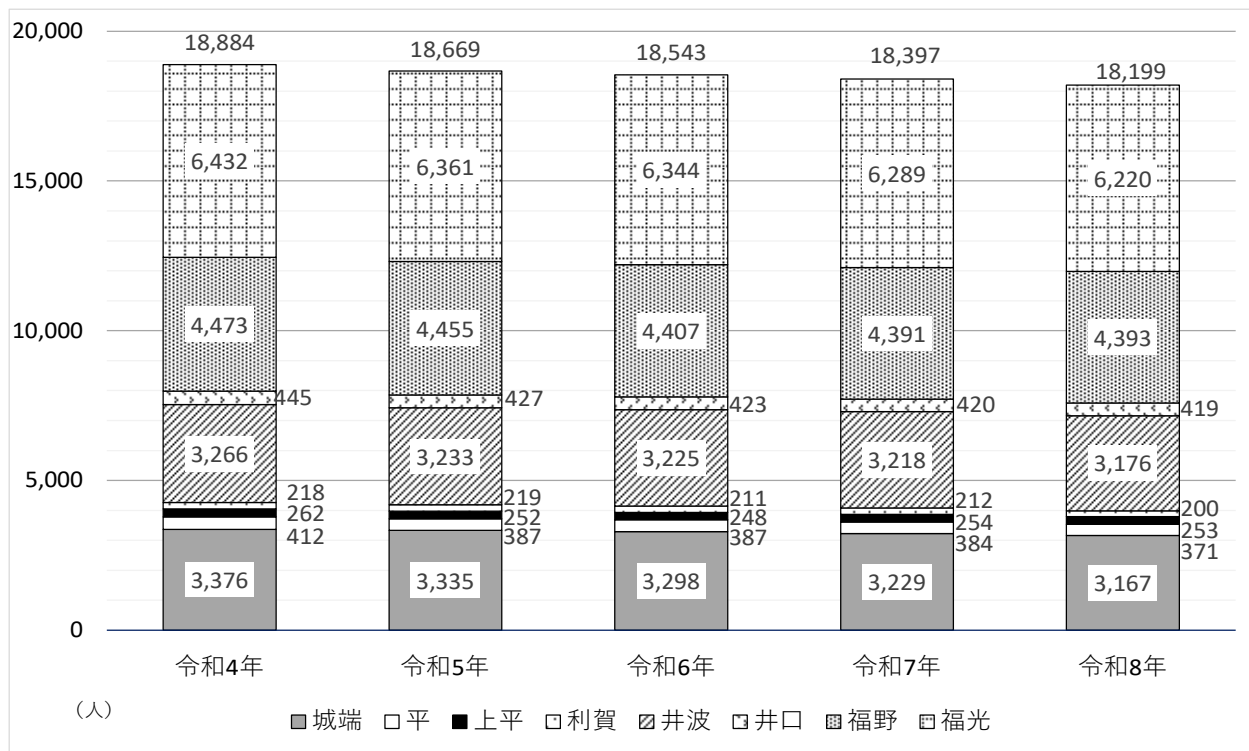
65 歳以上の高齢者数は、令和 4 年から令和 8 年までの 5 年間は全地区において減少しており、市全体では 209 人減少しています。この 5 年間の減少率が最も大きかったのは、平地区の 10.0%（41 人減少）です。

■地域別 65 歳以上の高齢者数の推移

単位：人

	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	5 年間の増減
城端	3,376	3,335	3,298	3,229	3,167	△ 209
平	412	387	387	384	371	△ 41
上平	262	252	248	254	253	△ 9
利賀	218	219	211	212	200	△ 18
井波	3,266	3,233	3,225	3,218	3,176	△ 90
井口	445	427	423	420	419	△ 26
福野	4,473	4,455	4,407	4,391	4,393	△ 80
福光	6,432	6,361	6,344	6,289	6,220	△ 212
合計	18,884	18,669	18,543	18,397	18,199	△ 685

資料：地域包括ケア課 3 月 31 日現在



第3部 南砺市の現状

(4) 地域別高齢化率の推移

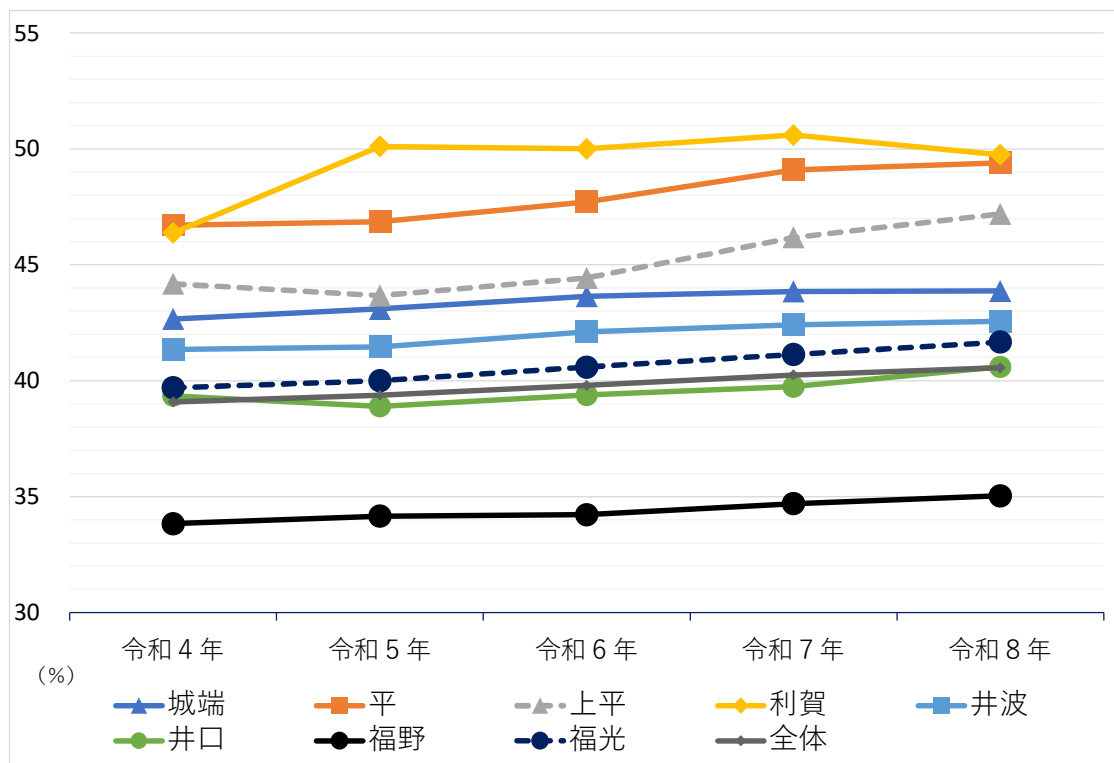
65歳以上の高齢化率がすべての地域で上昇傾向にあります。令和8年の高齢化率の最も高い利賀地区（49.8%）では、令和5年から7年まで高齢化率が50%を超えていました。

■地域別高齢化率の推移

単位：％

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	5年間の増減
城端	42.7	43.1	43.7	43.9	43.9	1.2
平	46.7	46.9	47.7	49.1	49.4	2.7
上平	44.2	43.7	44.4	46.2	47.2	3.0
利賀	46.4	50.1	50.0	50.6	49.8	3.4
井波	41.4	41.5	42.1	42.4	42.6	1.2
井口	39.4	38.9	39.4	39.7	40.6	1.3
福野	33.8	34.2	34.2	34.7	35.0	1.2
福光	39.7	40.0	40.6	41.1	41.7	2.0
全体	39.1	39.4	39.8	40.3	40.6	1.5

資料：地域包括ケア課 3月31日現在



(5) 要介護認定者数の推移

要介護認定者数は、令和4年から8年の5年間で119人減少しており、特に要介護5で76人(20.2%)と大きく減少しています。

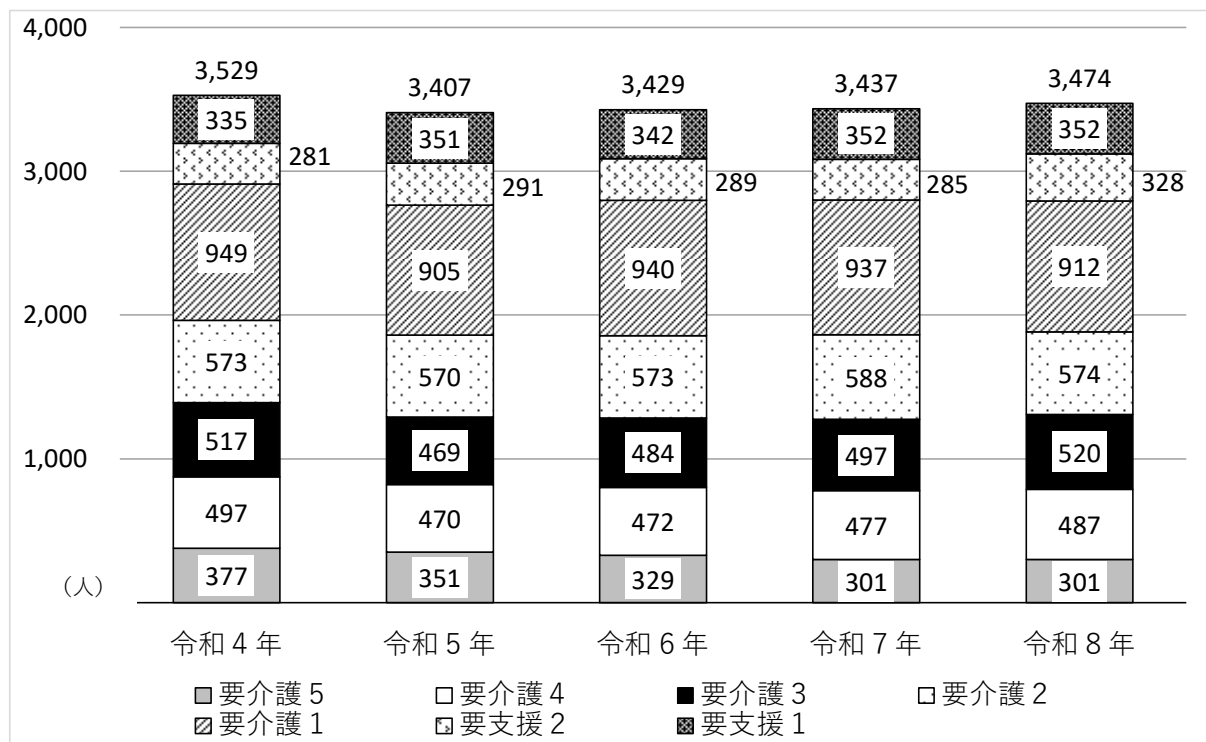
要支援認定者数は、令和4年から8年の5年間で64人増加しており、特に要支援2で47人(16.7%)増加しています。

■要介護認定者数の推移

単位：人

介護度	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	5年間の増減
要介護5	377	351	329	301	301	△ 76
要介護4	497	470	472	477	487	△ 10
要介護3	517	469	484	497	520	3
要介護2	573	570	573	588	574	1
要介護1	949	905	940	937	912	△ 37
要介護計	2,913	2,765	2,798	2,800	2,794	△ 119
要支援2	281	291	289	285	328	47
要支援1	335	351	342	352	352	17
要支援計	616	642	631	637	680	64
合計	3,529	3,407	3,429	3,437	3,474	△ 55

資料：地域包括ケア課 3月31日現在



3. 障がい者の状況

(1) 身体障がい*者の状況

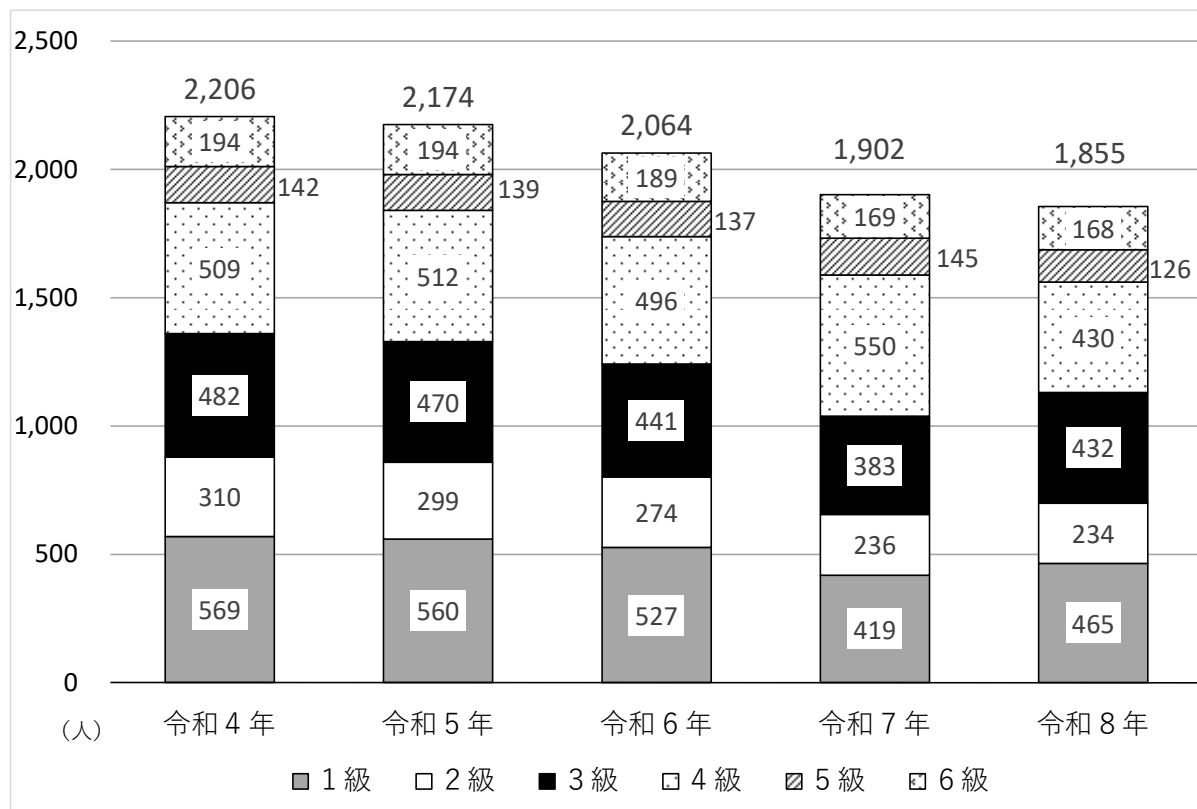
身体障害者手帳*保持者数は減少傾向にあります。部位別では、「肢体不自由」の割合が最も高くなっています。

■身体障害者手帳保持者数の推移（等級別）

単位：人

等級	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	5年間の増減
1級	569	560	527	419	465	△ 104
2級	310	299	274	236	234	△ 76
3級	482	470	441	383	432	△ 50
4級	509	512	496	550	430	△ 79
5級	142	139	137	145	126	△ 16
6級	194	194	189	169	168	△ 26
合計	2,206	2,174	2,064	1,902	1,855	△ 351

資料：福祉課 3月31日現在



* 身体障がい：身体機能に何らかの障害があり、日常生活に制約がある状態。

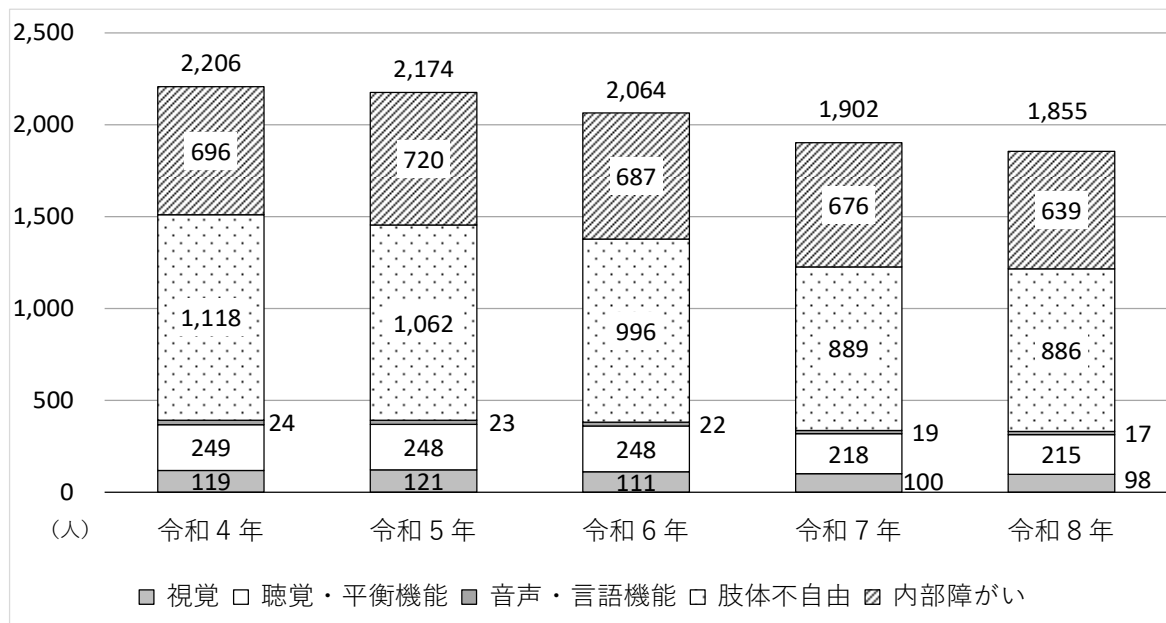
* 身体障害者手帳：身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。

■身体障害者手帳保持者数の推移（障がい別）

単位：人

種 別	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	5年間の増減
視覚	119	121	111	100	98	△ 21
聴覚・平衡機能	249	248	248	218	215	△ 34
音声・言語機能	24	23	22	19	17	△ 7
肢体不自由	1,118	1,062	996	889	886	△ 232
内部障がい	696	720	687	676	639	△ 57
合 計	2,206	2,174	2,064	1,902	1,855	△ 351

資料：福祉課 3月31日現在



第3部 南砺市の現状

(2) 療育手帳*所持者数の推移

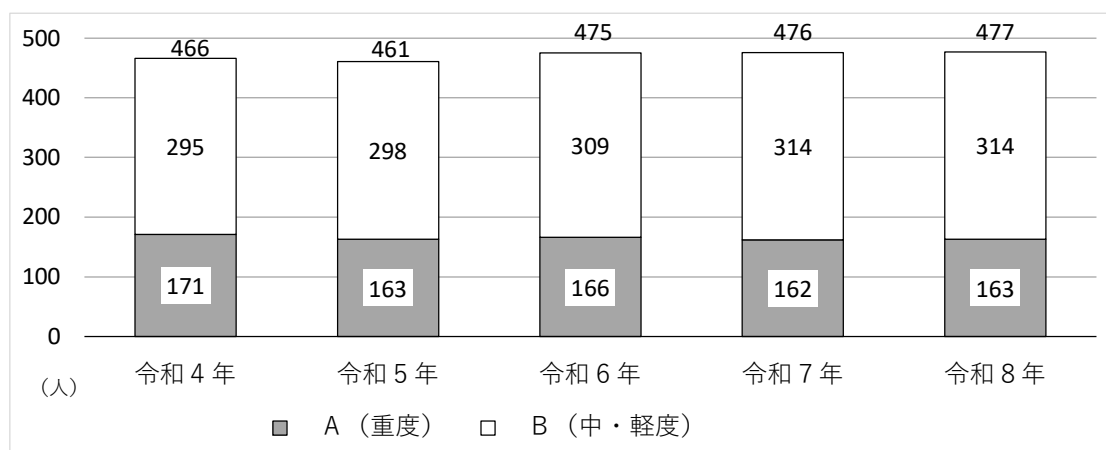
療育手帳保持者数は増加傾向で推移しており、「A（重度）」に比べ「B（中・軽度）」の割合が高くなっています。

■療育手帳保持者数の推移

単位：人

等 級	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	5年間の増減
A(重度)	171	163	166	162	163	△ 8
B(中・軽度)	295	298	309	314	314	19
合 計	466	461	475	476	477	11

資料：福祉課 3月31日現在



* 療育手帳：知的障がい者（児）として判定を受けた方が、福祉サービスを受けるために必要な手帳。

(3) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

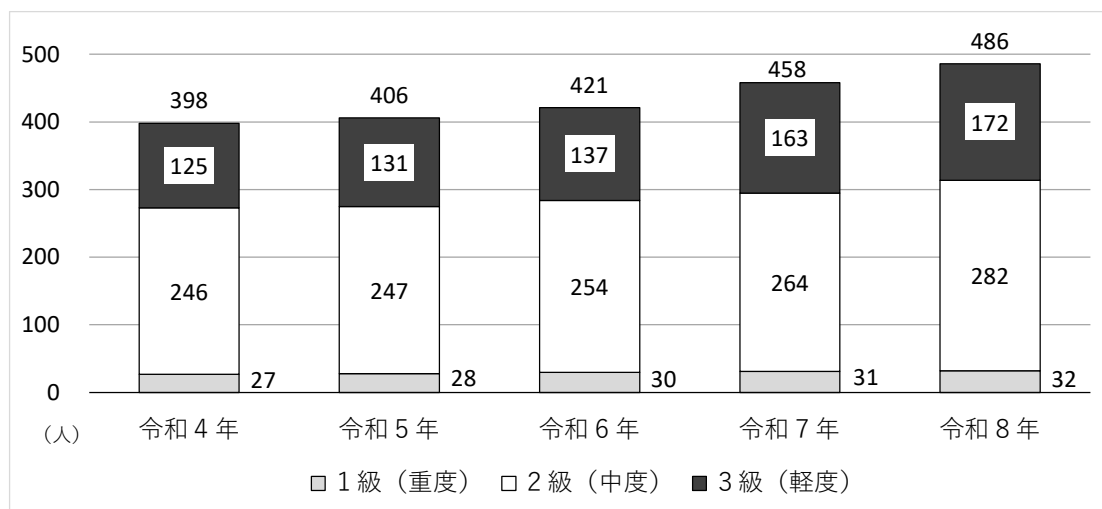
精神障がい者保健福祉手帳保持者数は年々増加しています。級別では、2級（中度）の割合が高くなっています。

■精神障がい者保健福祉手帳保持者数の推移

単位：人

等 級	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	5年間の増減
1級（重度）	27	28	30	31	32	5
2級（中度）	246	247	254	264	282	36
3級（軽度）	125	131	137	163	172	47
合 計	398	406	421	458	486	88

資料：福祉課 3月31日現在



* 精神障がい：統合失調症、気分障害（うつ病等）等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態。

4. 児童の状況

(1) 出生数と合計特殊出生率の推移

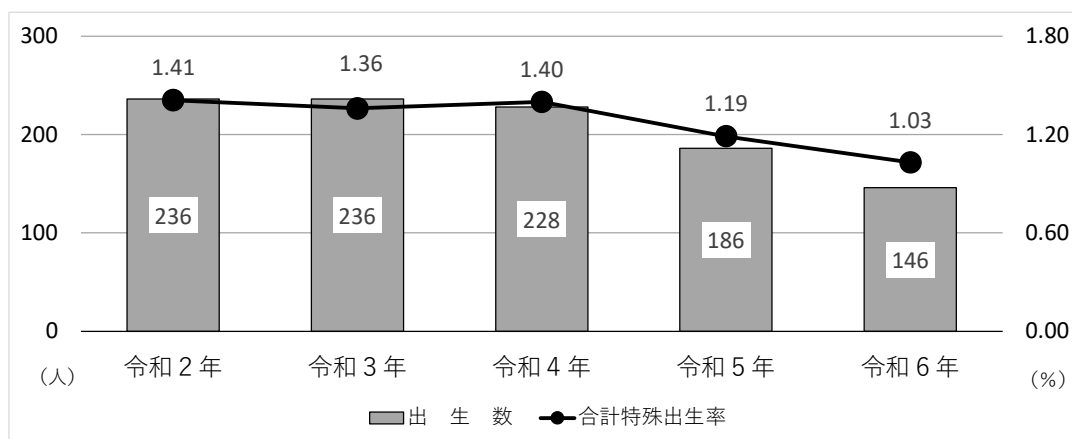
出生数、合計特殊出生率ともに年々減少しています。令和5年以降の合計特殊出生率は国の数値を下回っています（国の合計特殊出生率は、令和5年が1.20、令和6年が1.15）。

■出生数と合計特殊出生率の推移

単位：人

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	5年間の増減
出生数	236	236	228	186	146	△ 90
合計特殊出生率	1.41	1.36	1.40	1.19	1.03	△ 0.38

資料：保健センター 10月1日現在



(2) 保育所等の入所状況

保育所への「入所状況」は年々減少傾向となっており、令和4年は1,222人でしたが、令和8年では803人となり419人（34.3%）減少しています。定員に対する入所率は令和8年には67.2%と7割を切っています。

■保育所等の入所状況

単位：人

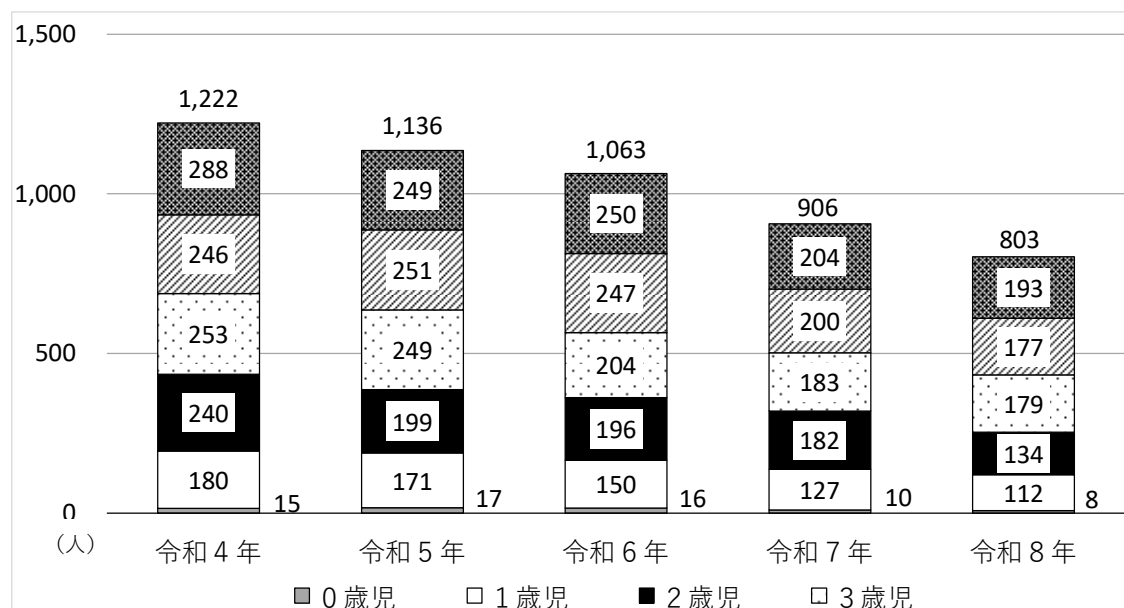
区 分	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	5年間の増減
定 員	1,590	1,490	1,490	1,260	1,195	△ 395
0歳児	15	17	16	10	8	△ 7
1歳児	180	171	150	127	112	△ 68
2歳児	240	199	196	182	134	△ 106
3歳児	253	249	204	183	179	△ 74
4歳児	246	251	247	200	177	△ 69
5歳児	288	249	250	204	193	△ 95
合 計	1,222	1,136	1,063	906	803	△ 419

※保育所型認定こども園 井波にじいろ保育園の入園児数を含む

資料：こども課 4月1日現在

※広域受託は含まず、委託を含む

※令和8年から、喜志麻保育園を廃止



第3部 南砺市の現状

(3) 幼稚園等の入園状況

「保育の必要性がなくても入園できる」という幼稚園本来の特性と、令和8年から「幼保連携型認定こども園喜志麻保育園」が追加された影響等により幼稚園への入園者数が増加しています。さらに、定員に対する入園状況が9割近くで推移しています。

■幼稚園等の入園状況

単位：人

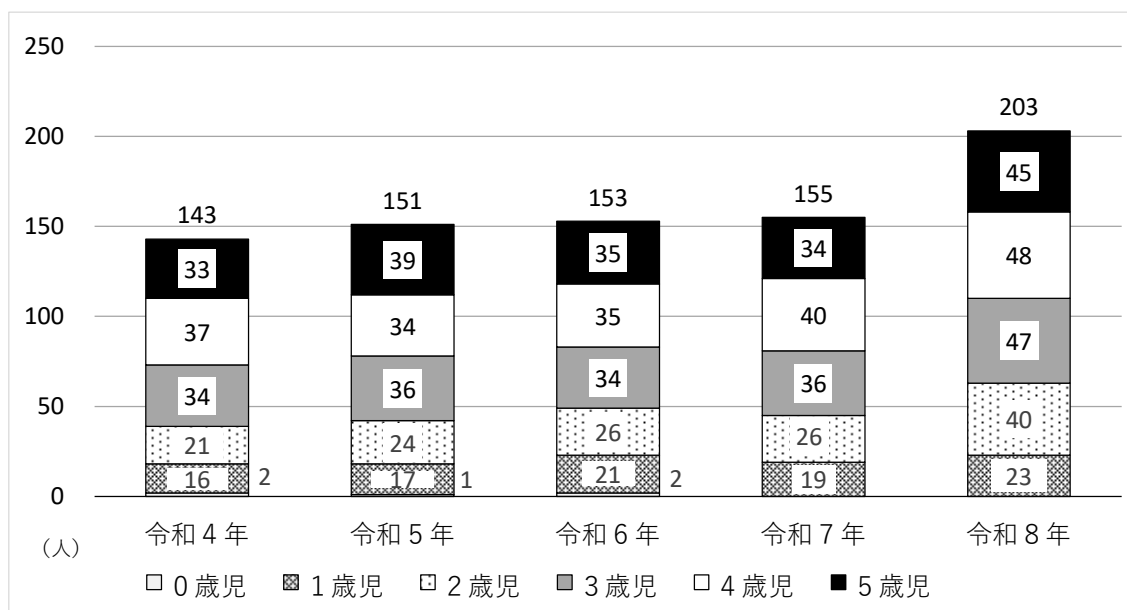
区 分	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	5年間の増減
定 員	160	170	180	175	230	70
0歳児	2	1	2	0	0	△ 2
1歳児	16	17	21	19	23	7
2歳児	21	24	26	26	40	19
3歳児	34	36	34	36	47	13
4歳児	37	34	35	40	48	11
5歳児	33	39	35	34	45	12
合 計	143	151	153	155	203	60

※幼保連携型認定こども園 福野青葉幼稚園・福光青葉幼稚園の入園児数

資料：こども課 4月1日現在

※令和8年から、幼保連携型認定こども園喜志麻保育園を追加

※広域受託は含まず、委託を含む



(4) 小学校の児童の状況

小学校の児童は令和4年には2,059人でしたが、減少傾向が続き、令和8年には1,792人となり267人(13.0%)減少しています。令和4年からの5年間で、特に1年生が91人(27.4%)と減少が大きくなっています。

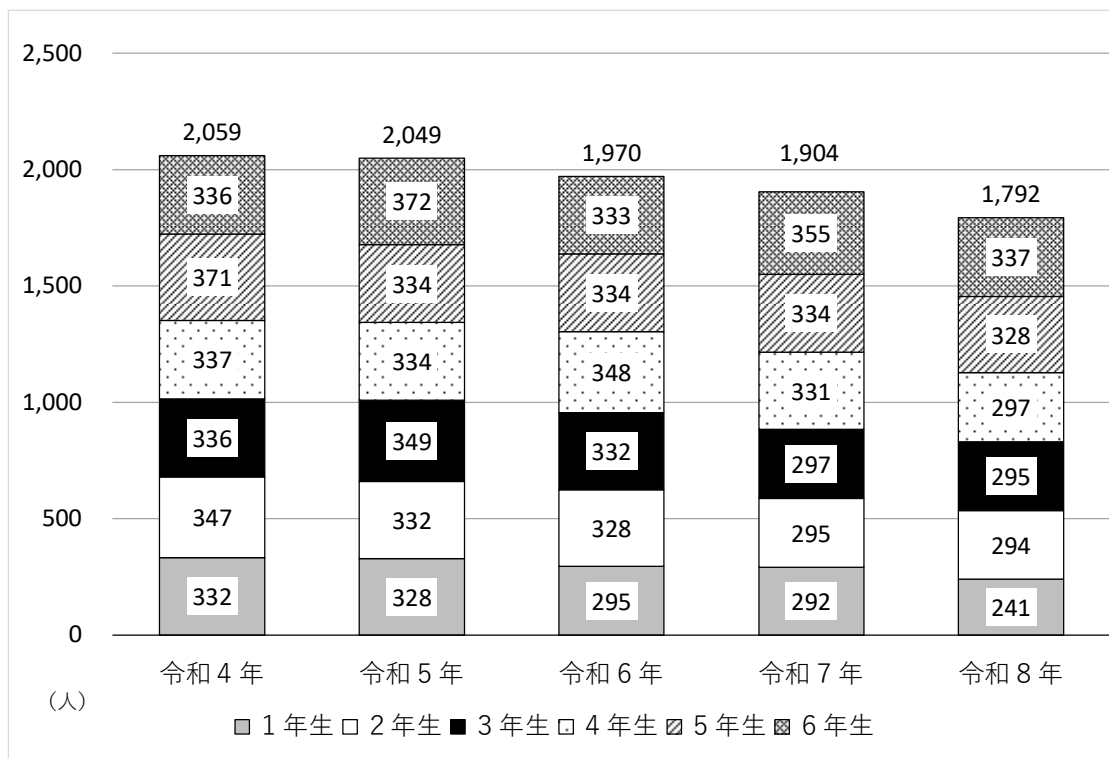
■小学校の児童の状況

単位：人

区 分	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	5年間の増減
1年生	332	328	295	292	241	△ 91
2年生	347	332	328	295	294	△ 53
3年生	336	349	332	297	295	△ 41
4年生	337	334	348	331	297	△ 40
5年生	371	334	334	334	328	△ 43
6年生	336	372	333	355	337	1
合 計	2,059	2,049	1,970	1,904	1,792	△ 267

※児童数に特別支援学級の児童含む

資料：教育総務課 5月1日現在



第3部 南砺市の現状

(5) 中学校の生徒の状況

中学校の生徒は令和4年には1,184人でしたが、減少傾向が続き、令和8年には1,017人となり167人（14.1%）減少しています。

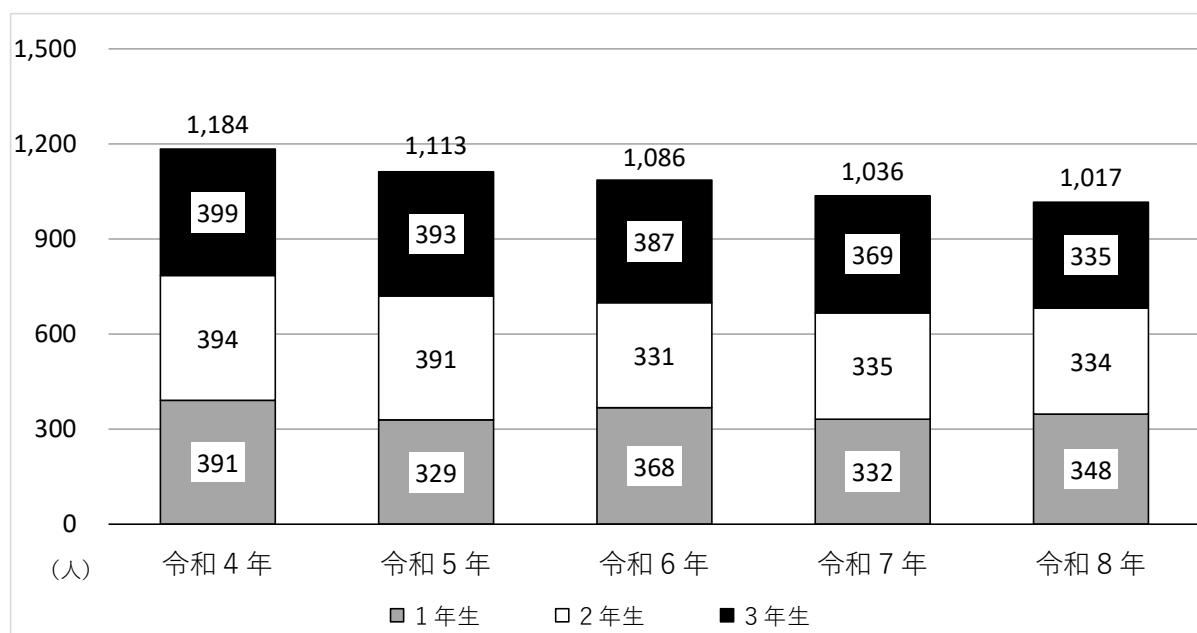
■中学校の生徒の状況

単位：人

区 分	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	5年間の増減
1年生	391	329	368	332	348	△ 43
2年生	394	391	331	335	334	△ 60
3年生	399	393	387	369	335	△ 64
合 計	1,184	1,113	1,086	1,036	1,017	△ 167

※生徒数に特別支援学級の生徒含む

資料：教育総務課 5月1日現在



5. 地域活動の状況

(1) ボランティア団体登録数の推移

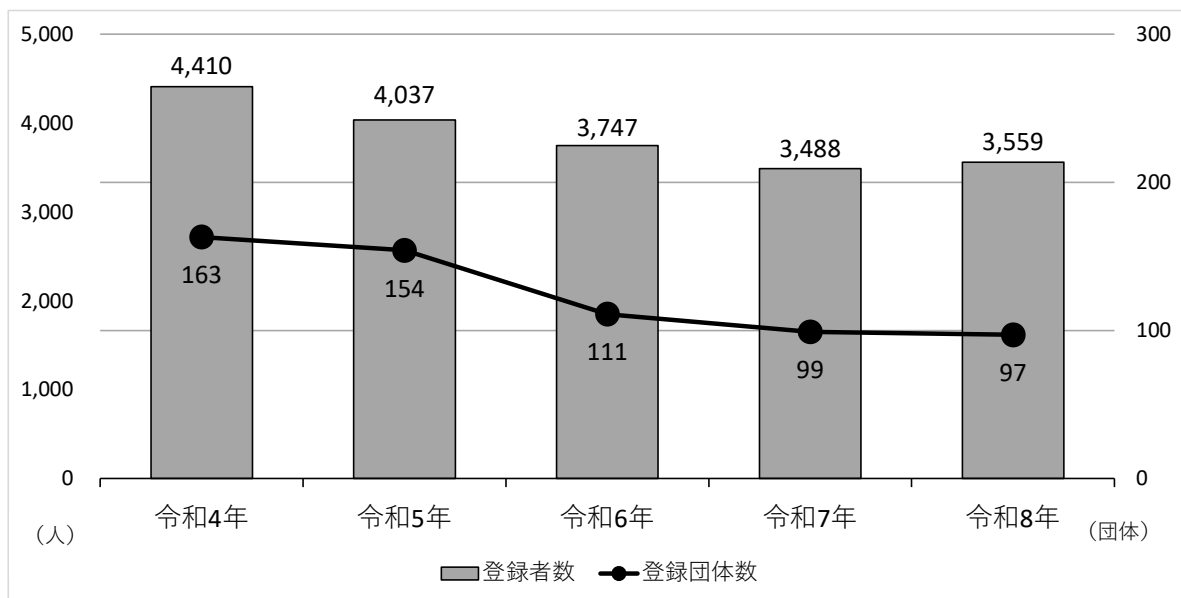
登録団体数は令和4年の163団体から令和8年には97団体と減少しています。

■ボランティア団体の登録数と登録者数の推移

単位：団体・人

区 分	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	5年間の増減
登録団体数	163	154	111	99	97	△ 66
登録者数	4,410	4,037	3,747	3,488	3,559	△ 851

資料：南砺市社会福祉協議会 3月31日現在



第3部 南砺市の現状

(2) NPO団体数の推移

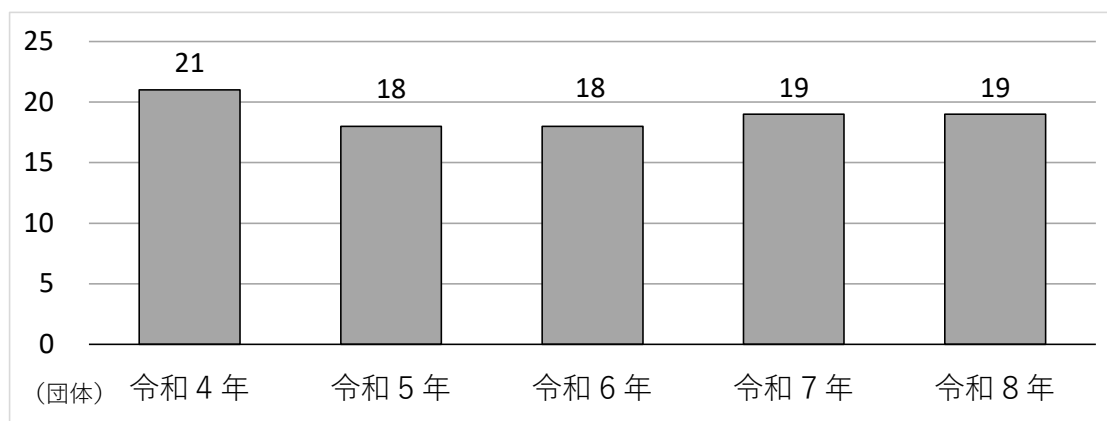
NPO団体数は令和4年の21団体から令和8年には19団体と減少しています。

■NPO団体数の推移

単位：団体

区 分	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	5年間の増減
NPO団体数	21	18	18	19	19	△ 2

資料：南砺で暮らしません課 3月31日現在



(3) 老人クラブ登録数の推移

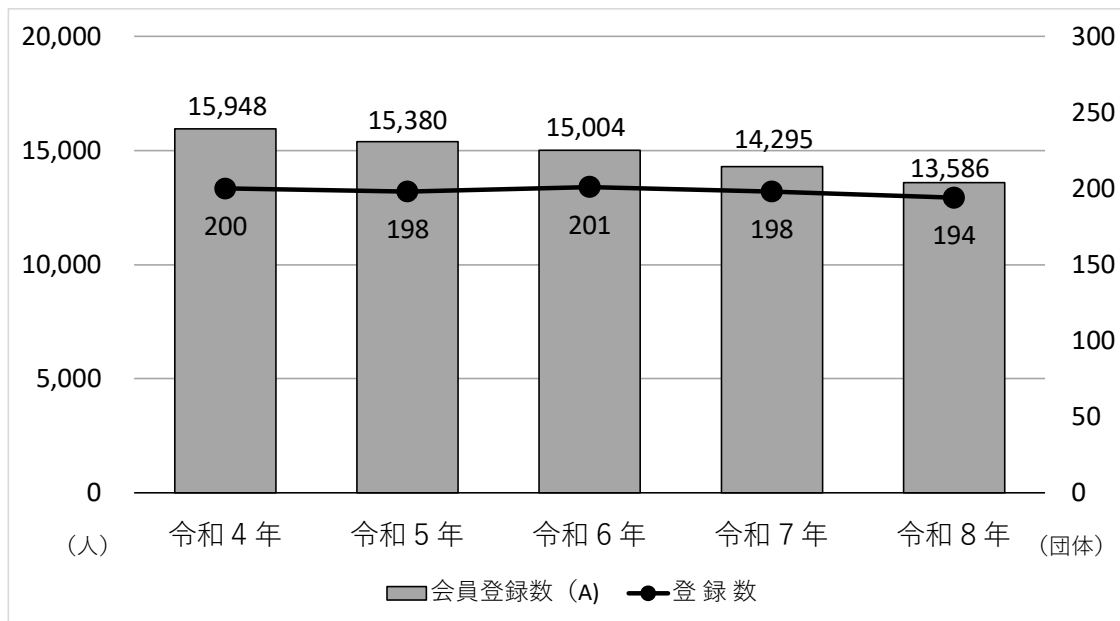
令和4年から令和8年の5年間に於いて、老人クラブの活動状況には顕著な縮小傾向が見られます。登録団体数が200団体から194団体へと6団体（3.0%）減少しており、この5年間で、地域における60歳以上の人口は4.5%（約1,000人）減少していますが、これに対し老人クラブの会員登録数は14.8%（約2,362人）と、人口減少率を大幅に上回る割合で減少しています。

■老人クラブ登録数の推移

単位：団体・人・%

区 分	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	5年間の増減
登録数	200	198	201	198	194	△6
会員登録数 (A)	15,948	15,380	15,004	14,295	13,586	△2,362
60歳以上人口 (B)	22,103	21,770	21,575	21,335	21,103	△1,000
加入率 [会員登録数A/60歳 以上人口B]	72.1	70.6	69.5	67.0	64.4	△7.7

資料：地域包括ケア課、市民課（住民基本台帳）3月31日現在



6. 生活保護に関する状況

(1) 生活保護受給者数と世帯数の推移

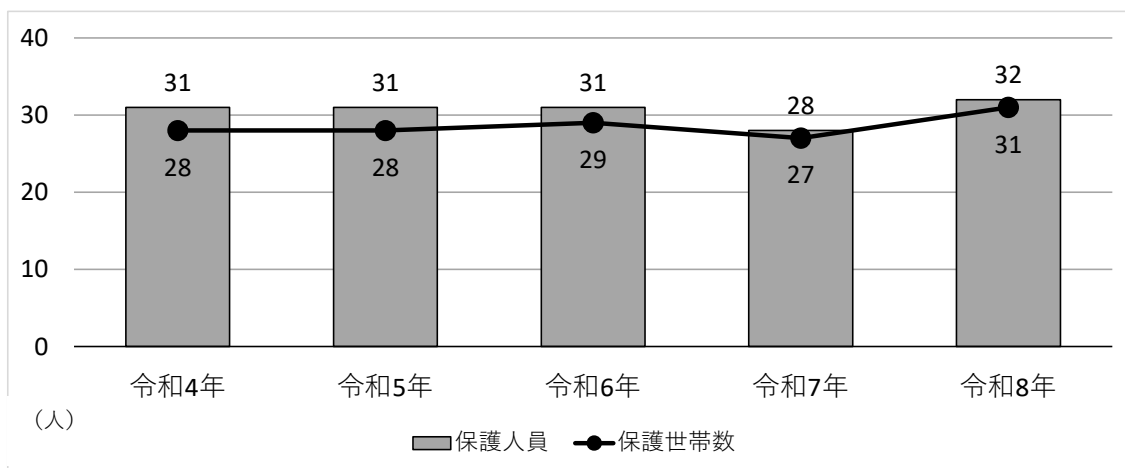
生活保護の受給者世帯数は、令和4年の28世帯から令和8年には31世帯に増加しています。

■生活保護受給者数と世帯数の推移

単位：人・世帯

区 分	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	5年間の増減
保護人員	31	31	31	28	32	1
保護世帯数	28	28	29	27	31	3

資料：福祉課 3月31日現在



(2) 生活保護相談者数・生活保護相談者延べ人数の推移

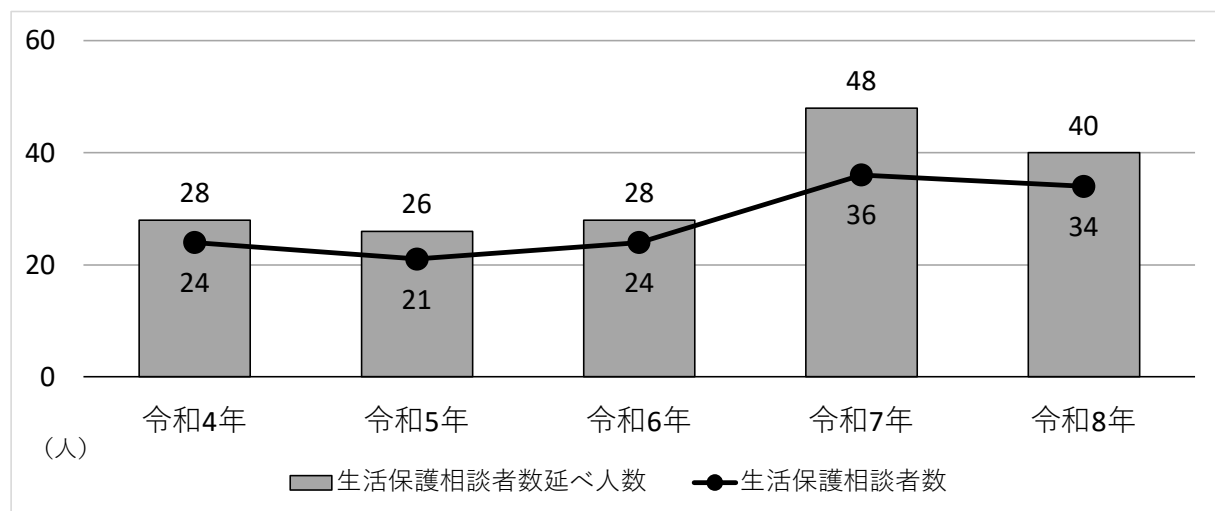
令和4年からの5年間で生活保護相談者数は10人(41.7%)、生活保護相談者延べ人数は12人(42.9%)と大きく増加しております。

■生活保護相談者数・生活保護相談者延べ人数の推移

単位：人

区 分	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	5年間の増減
生活保護相談者数	24	21	24	36	34	10
生活保護相談者延べ人数	28	26	28	48	40	12

資料：福祉課 3月31日現在



第3部 南砺市の現状

(3) 生活困窮者の状況

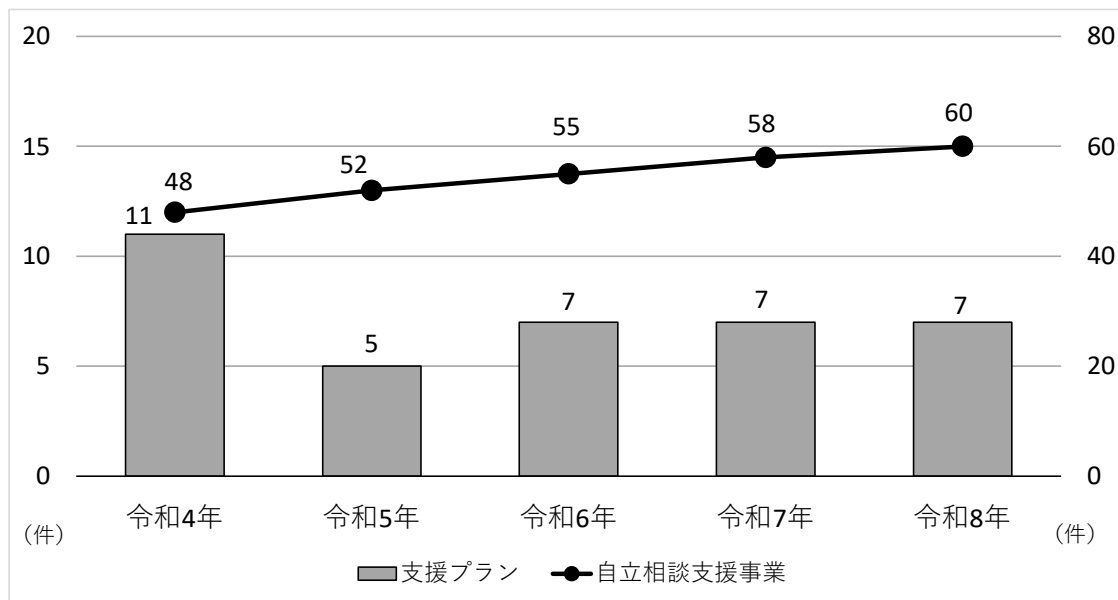
自立相談支援事業の新規相談件数は、年々増加しています。一方、支援プラン作成件数は、令和4年の11件から令和5年に5件と大幅に減少したものの、令和6年以降は7件で横ばいとなっています。住居確保給付金については、令和4年から令和8年までの5年間を通じて支給者はいませんでした。

■自立相談支援事業の新規相談件数・支援プラン作成件数・住居確保給付金支給者数の推移

単位：件・人

区 分	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	5年間の増減
自立相談支援事業	48	52	55	58	60	12
支援プラン	11	5	7	7	7	△ 4
住居確保給付金	0	0	0	0	0	0

資料：福祉課 3月31日現在



7. DV（配偶者からの暴力）・虐待に関する状況

(1) DVに関する相談受付件数の推移

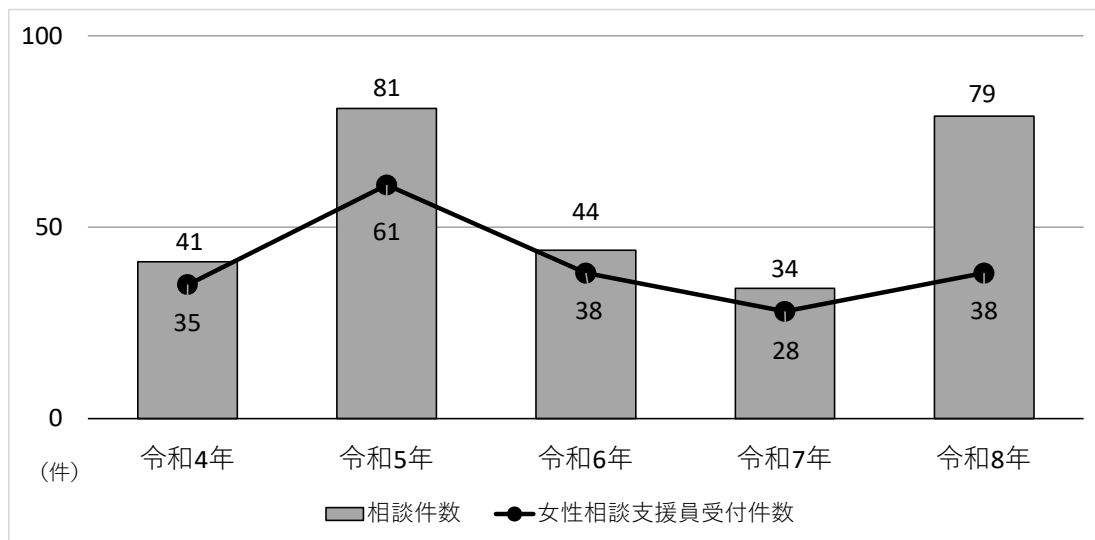
DV相談件数は年による増減が大きく、令和5年及び令和8年は80件前後と、他年と比べて多い状況にあります。また、相談件数が多かった令和5年および令和8年を除くと、相談の8割以上を女性相談支援員が受け付けています。

■DVに関する相談受付件数と女性相談支援員による受付件数の推移

単位:件

区 分	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	5年間の増減
相談受付	41	81	44	34	79	38
うち女性相談支援員相談受付	35	61	38	28	38	3

資料：こども課 3月31日現在



第3部 南砺市の現状

(2) 高齢者および障がい者の虐待相談・通報件数の推移

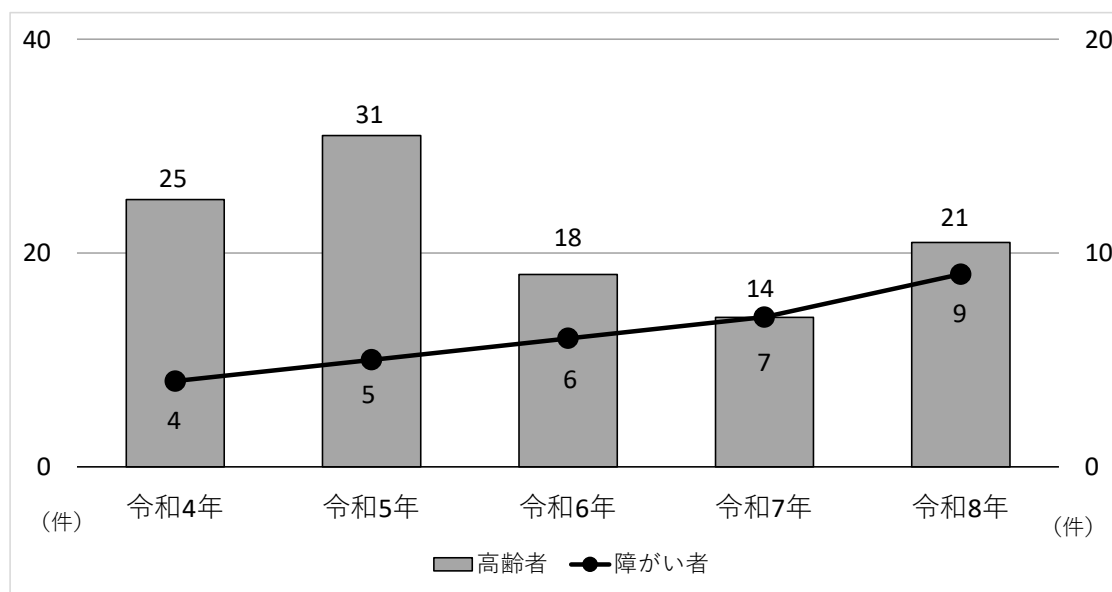
高齢者虐待相談・通報件数は減少傾向にある一方で、障がい者虐待相談・通報件数は年々増加しています。

■高齢者および障がい者の虐待相談・通報件数の推移

単位:件

区 分	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	5年間の増減
高齢者	25	31	18	14	21	△4
障がい者	4	5	6	7	9	5

資料：福祉課、地域包括支援センター 3月31日現在



8. 成年後見制度に関する状況

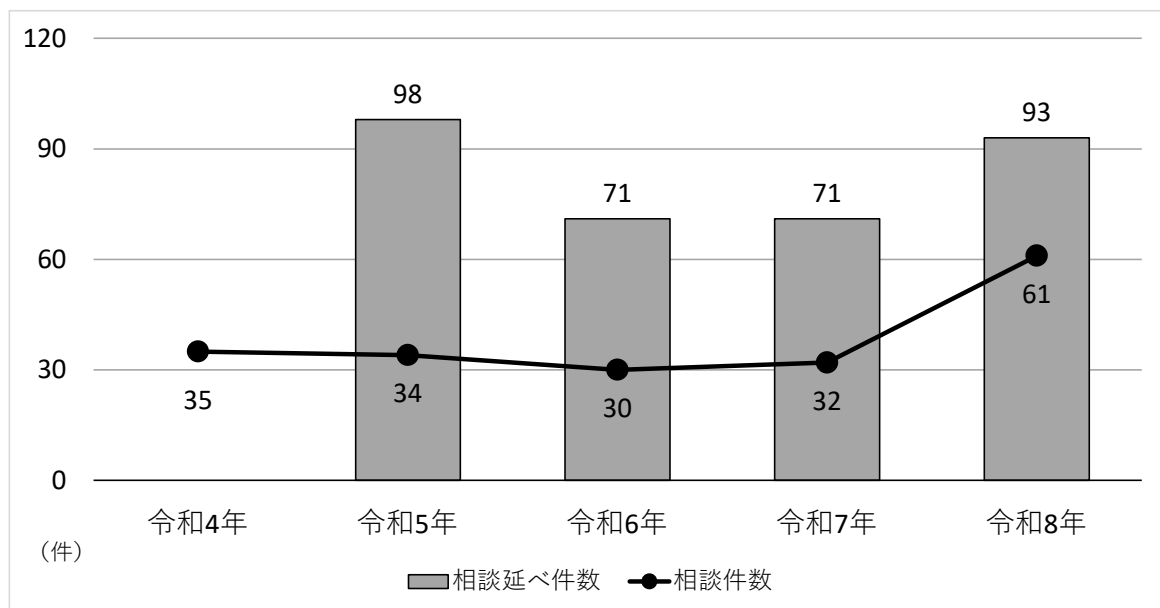
成年後見制度に関する相談件数は、令和4年から令和7年までは30件台で推移していましたが、令和8年は61件となり、令和4年と比較して26件(74.3%)増加しています。

■成年後見制度に関する相談件数・成年後見制度に関する相談延べ件数の推移

単位：件

区 分	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	5年間の増減
相談件数	35	34	30	32	61	26
相談延べ件数	記録なし	98	71	71	93	—

資料：地域包括支援センター 3月31日現在



9. 高齢者福祉サービスに関する状況

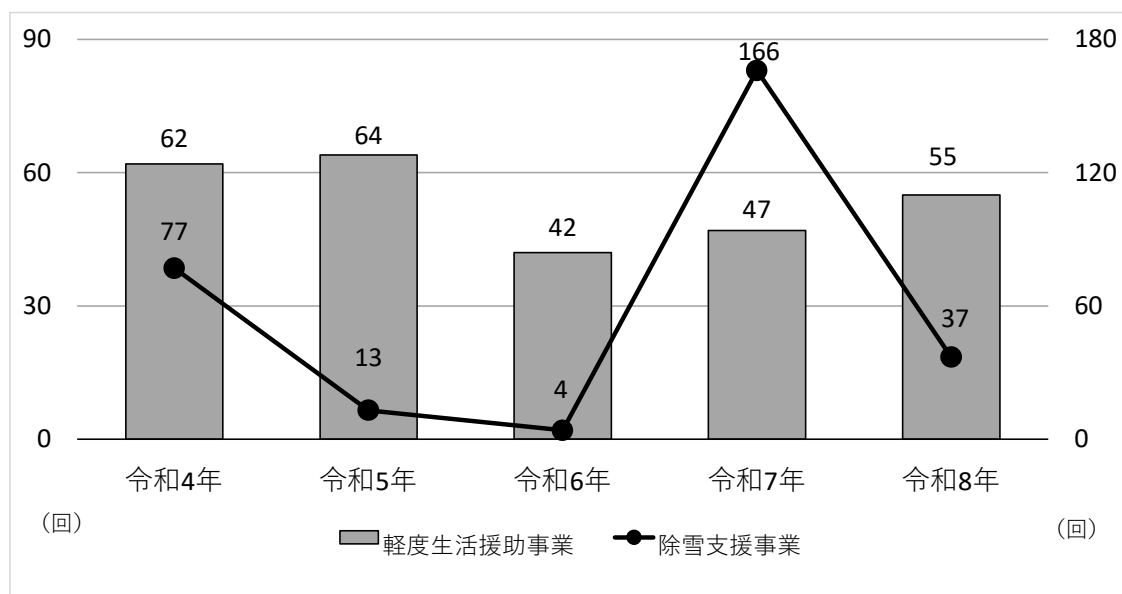
軽度生活支援事業（家周り除雪等）の利用回数は、令和4年の62回から令和8年には55回となり、7回減少しています。除雪支援事業（屋根雪下ろし）の利用回数は、降雪状況の影響を大きく受けることから、小雪だった令和6年は著しく少なく、大雪だった令和7年は著しく多くなっています。

■軽度生活援助事業（家周り除雪等）・除雪支援事業（屋根雪下ろし）の利用回数の推移

単位：回

区 分	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	5年間の増減
軽度生活援助	62	64	42	47	55	△7
除雪支援	77	13	4	166	37	△40

資料：地域包括ケア課 3月31日現在



第4期南砺市地域福祉計画 策定スケジュール

	計画策定委員会	事務局（福祉課）
R8 年 4 月 7 月		↑地域福祉関連データの収集 （児童福祉・高齢者福祉・障害福祉・ 保健、住宅等） 現計画の検証 ↓施策分野別進捗状況
8 月 20 日	<第3回> 計画案の協議 骨子（案）の協議 素案（1～3部）の協議等	現状把握及び課題の抽出 各種統計・推計値整理 骨子（案） 素案（1～3部）策定
10 月 21 日	<第4回> 計画案の協議 素案（4～6部）の協議等	素案（4～6部）策定
12 月 17 日	<第5回> 計画最終案の協議 計画書案の最終協議等	計画編集・修正
R9 年 3 月		計画策定